

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2017年5月10日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806  
 住所 札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4  
 高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人  
 福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第15-002号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

| 評価調査者氏名・<br>分野・<br>評価調査者番号 | 評価調査者氏名                               |         | 分野                         | 評価調査者番号 |
|----------------------------|---------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
|                            | (1)                                   | 吉村 信義   | 総合                         | 第0001号  |
|                            | (2)                                   | 村中 博    | 総合                         | 第0141号  |
|                            | (3)                                   | 小野寺 さゆみ | 総合                         | 第0116号  |
|                            | (4)                                   |         |                            |         |
|                            | (5)                                   |         |                            |         |
| サービス種別                     | 保育所                                   |         |                            |         |
| 事業所名称                      | アスク白石保育園                              |         |                            |         |
| 設置者名称                      | 株式会社日本保育サービス                          |         |                            |         |
| 運営者(指定管理者)名称               | 同上                                    |         |                            |         |
| 評価実施期間(契約日から報告書提出日)        | 2015年12月25日                           | ～       | 2017年5月10日                 |         |
| 利用者調査実施時期                  | 2016年2月1日                             | ～       | 2016年3月12日                 |         |
| 訪問調査日                      | 2016年3月14日                            |         |                            |         |
| 評価合議日                      | 2017年5月9日                             |         |                            |         |
| 評価結果報告日                    | 2017年5月10日                            |         |                            |         |
| 評価結果の公表について運営者の同意の有無       | <input checked="" type="radio"/> 同意あり |         | <input type="radio"/> 同意なし |         |

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：株式会社日本保育サービス

代表者氏名：代表取締役社長 荻田 和宏

所在地：〒461-0004 名古屋市東区葵3丁目15番31号 千種ニュータワービル17F TEL 052-933-5419

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点  
別紙のとおり

◇改善を求められる点  
別紙のとおり

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

### 特に評価の高い点

#### 1. 運営・保育理念と運営方針の明確化

児童の最善の利益を基に、地域のための子育て拠点を目指して、運営理念に「安心・安全、思い出に残る、本当に求められる施設、楽しく働ける職員環境」を保育理念に、集団保育の特性を生かし発達に応じた「保育の計画」を明確化しています。さらに、運営方針には保護者の意向を汲みとる運営委員会の設定等を明文化して、統治責任、コンプライアンス（法令順守）、透明性や説明責任を明示した運営を図っています。

#### 2. 安心・安全の認識と対応

本課題を運営理念に掲げ、不審者が侵入できないよう入り口のオートロックを備え、子どもが自由に過ごせるよう怪我を防止するためのクッションフロア等の安全設備を導入しています。月例で防災訓練の実施することで減災に取り組んでいます。ヒヤリハットの他園も含む事例を収集し業務見直しなどに活用し子どもにとっての安全な環境整備に力を入れています。また、重点的に取り組んでいる感染症の防止と感染拡大の防止、食物アレルギーへの対応、不審者対策や危険個所の点検・予防対応の抜き打ち監査をの実施するなど法人全体が高い認識で園の安心・安全の運営に努めています。

### 改善を求められる点

#### 1. 苦情解決に係る公的機関の周知

入園案内（重要事項説明書）、お便り、園内の掲示等で ①苦情窓口、担当者、解決責任者を明示 ②第三者委員の設定と連絡方法の明示 ③意見箱、保護者アンケート調査等で運営上の意見を活かすよう努めています。なお、市行政の相談センター、北海道福祉サービス適正化委員会等の公的な対応窓口の周知を図るよう期待します。

#### 2. 健康診断を保育に反映させる点

年間計画に基づき健康診断を実施しています。健診結果は個人別の健康カードに記録、職員間で情報を共有し保護者に個別に報告しています。今後健診後は嘱託医とカンファレンスを行い、個々の子どもの発育・健康状態について話し合うなど日々の健康管理に有効に活用することを期待します。

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 2 月 29 日

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                   |          |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------|-----------------|
| 経営主体<br>(法人名)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 株式会社 日本保育サービス                     |          |                 |
| 事業所名<br>(施設名)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | アスク白石保育園                          | 事業<br>種別 | 保育所             |
| 所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 〒 003-0027<br>北海道札幌市白石区本通8丁目北1-29 |          |                 |
| 電 話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 011-868-1150                      |          |                 |
| F A X                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 011-827-9377                      |          |                 |
| E-mail                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | GSP@nifty.com                     |          |                 |
| U R L                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | http://www.nihonhoiku.co.jp/      |          |                 |
| 施設長氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 相坂 麗佳                             |          |                 |
| 調査対応ご担当者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 相坂 麗佳 (所属、職名：アスク白石保育園 園長)         |          |                 |
| 利用定員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 60 名                              | 開設年      | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| <p>理念：①安全(セーフティ)&amp;安心(セキュリティ)を第一に<br/>                 ②いつまでも思い出に残る施設であること<br/>                 ③本当に求められる施設でありたい<br/>                 ④職員が楽しく働けること<br/>                 *「安心安全な保育」というのは、全くケガをしないということではなく、心を育てるとともに大きなケガを自分で防ぐことのできる「生きる力」を育てる保育です。</p> <p>基本方針：・子どもたちに「生きる力」をはぐくむ<br/>                 ・子どもたちの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす<br/>                 ・「五感で感じる」保育の充実</p> |                                   |          |                 |
| <p>施設・事業所の特徴的な取組：<br/>                 日当たりの良い屋上でプール遊びや野菜の栽培を行っている。<br/>                 系列園でのアクシデントを共有し、自園での発生を防ぐ為に屋礼や会議で話し合いの場を設けている。</p>                                                                                                                                                                                                                               |                                   |          |                 |
| 第三者評価の受審回数(前回の受審時期)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                   | 0 回      | (平成 年度)         |
| 開所時間<br>(通所施設のみ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7:00~19:00                        |          |                 |

【当該事業に併設して行っている事業】

一時保育  
障がい児保育  
延長保育

【利用者の状況に関する事項】（平成28年2月1日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

|          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 18歳未満    | 18～20歳未満 | 20～25歳未満 | 25～30歳未満 | 30～35歳未満 | 35～40歳未満 |
| 名        | 名        | 名        | 名        | 名        | 名        |
| 40～45歳未満 | 45～50歳未満 | 50～55歳未満 | 55～60歳未満 | 60～65歳未満 | 65歳以上    |
| 名        | 名        | 名        | 名        | 名        | 名        |
|          |          |          |          |          | 合 計      |
|          |          |          |          |          | 名        |

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

|          |           |          |          |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 65歳未満    | 65～70歳未満  | 70～75歳未満 | 75～80歳未満 | 80～85歳未満 | 85～90歳未満 |
| 名        | 名         | 名        | 名        | 名        | 名        |
| 90～95歳未満 | 95～100歳未満 | 100歳以上   | 合 計      |          |          |
| 名        | 名         | 名        | 名        |          |          |

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

|          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1歳未満     | 1～6歳未満   | 6～7歳未満   | 7～8歳未満   | 8～9歳未満   | 9～10歳未満  |
| 名        | 名        | 名        | 名        | 名        | 名        |
| 10～11歳未満 | 11～12歳未満 | 12～13歳未満 | 13～14歳未満 | 14～15歳未満 | 15～16歳未満 |
| 名        | 名        | 名        | 名        | 名        | 名        |
| 16～17歳未満 | 17～18歳未満 | 18歳以上    | 合 計      |          |          |
| 名        | 名        | 名        | 名        |          |          |

○年齢構成（保育所の場合）

|       |             |            |     |     |     |
|-------|-------------|------------|-----|-----|-----|
| 6か月未満 | 6か月～1歳3か月未満 | 1歳3か月～2歳未満 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 |
| 0名    | 1名          | 10名        | 7名  | 10名 | 10名 |
| 5歳児   | 6歳児         | 合 計        |     |     |     |
| 10名   | 3名          | 51名        |     |     |     |

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

| 障害区分              | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|
| 視覚障害              | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 聴覚又は平衡機能の障害       | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 音声・言語、そしゃく機能の障害   | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 肢体不自由             | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他） | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 重複障害（別掲）          | 名  | 1名 | 名  | 名  | 名  | 名  |
| 合計                | 名  | 1名 | 名  | 名  | 名  | 名  |

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

| 最重度・重度 | 中度 | 軽度 |
|--------|----|----|
| 1名     | 名  | 名  |

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

| 精神疾患の区分  | 1級 | 2級 | 3級 |
|----------|----|----|----|
| 統合失調症    | 名  | 名  | 名  |
| そううつ病    | 名  | 名  | 名  |
| 非定型精神病   | 名  | 名  | 名  |
| てんかん     | 名  | 名  | 名  |
| 中毒精神病    | 名  | 名  | 名  |
| 器質精神病    | 名  | 名  | 名  |
| その他の精神疾患 | 名  | 名  | 名  |
| 合計       | 名  | 名  | 名  |

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

|         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ～6か月    | 6か月～1年  | 1年～2年   | 2年～3年   | 3年～4年   | 4年～5年   |
| 名       | 名       | 名       | 名       | 名       | 名       |
| 5年～6年   | 6年～7年   | 7年～8年   | 8年～9年   | 9年～10年  | 10年～11年 |
| 名       | 名       | 名       | 名       | 名       | 名       |
| 11年～12年 | 12年～13年 | 13年～14年 | 14年～15年 | 15年～16年 | 16年～17年 |
| 名       | 名       | 名       | 名       | 名       | 名       |
| 17年～18年 | 18年～19年 | 19年～20年 | 20年以上   |         |         |
| 名       | 名       | 名       | 名       |         |         |

(平均利用期間: \_\_\_\_\_ )

【職員の状況に関する事項】(平成28年3月1日現在)

○職員配置の状況

|     | 総数        | 施設長・管理者 | 事務員  |      |          |
|-----|-----------|---------|------|------|----------|
| 常勤  | 14名       | 1名      | 1名   | 名    | 名        |
| 非常勤 | 5名        | 名       | 名    | 名    | 名        |
|     |           | 介護職員    | 保育士  | 看護職員 | OT、PT、ST |
| 常勤  | 名         | 名       | 11名  | 名    | 名        |
| 非常勤 | 名         | 名       | 2名   | 名    | 名        |
|     | 管理栄養士・栄養士 | 介助員     | 調理員等 | 医師   | その他      |
| 常勤  | 1名        | 名       | 名    | 名    | 名        |
| 非常勤 | 名         | 名       | 3名   | 名    | 名        |

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

|       |           |
|-------|-----------|
| 社会福祉士 | 名 ( 名)    |
| 介護福祉士 | 名 ( 名)    |
| 保育士   | 12名 ( 3名) |
|       | 名 ( 名)    |
|       | 名 ( 名)    |

(非常勤職員の有資格者数は( )に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

|             |    |                                |                                 |                |
|-------------|----|--------------------------------|---------------------------------|----------------|
| (1) 建物面積    |    |                                |                                 | m <sup>2</sup> |
| (2) 耐火・耐震構造 | 耐火 | <input type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                |
|             | 耐震 | <input type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                |
| (3) 建築年     | 平成 |                                |                                 | 年              |
| (4) 改築年     | 平成 |                                |                                 | 年              |

○保育所の場合

|                                            |                                         |                                           |                                 |                       |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| (1) 建物面積<br>(保育所分)                         |                                         |                                           |                                 | 305.70 m <sup>2</sup> |
| (2) 園庭面積                                   |                                         |                                           |                                 | 137.05 m <sup>2</sup> |
| (注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。 | (例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。 |                                           |                                 |                       |
| (3) 耐火・耐震構造                                | 耐火                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                       |
|                                            | 耐震                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                       |
| (4) 建築年                                    | 平成                                      | 27年                                       |                                 |                       |
| (5) 改築年                                    | 平成                                      |                                           |                                 | 年                     |

○児童養護施設の場合

|                     |                               |                                |                                 |                |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------|
| (1) 処遇制の種別(該当にチェック) | <input type="checkbox"/> ・大舎制 | <input type="checkbox"/> ・中舎制  | <input type="checkbox"/> ・小舎制   |                |
| (2) 建物面積            |                               |                                |                                 | m <sup>2</sup> |
| (3) 敷地面積            |                               |                                |                                 | m <sup>2</sup> |
| (4) 耐火・耐震構造         | 耐火                            | <input type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                |
|                     | 耐震                            | <input type="checkbox"/> 1. はい | <input type="checkbox"/> 2. いいえ |                |
| (5) 建築年             | 昭和                            |                                |                                 | 年              |
| (6) 改築年             | 平成                            |                                |                                 | 年              |



**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 27 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

**【実習生の受け入れ】**

・平成 27 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 0 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

- ・園内に意見箱を設置し、いつでも自由に投函できるようにしている。意見箱は事務室から見えない場所に設置することで投函しやすいよう配慮している。
- ・行事に関するアンケートを半期ごとに行い、運営委員会で結果を報告している。また行事だけでなく、普段の保育内容に関する意見や質問等も記載できるようにしている。
- ・年に3回運営委員会を開催し、保護者からの質問や要望に対して回答している。
- ・年に1回クラス懇談会を行い、保護者との意見交換の場を設けている。
- ・個人面談を年1回行い、園と家庭での様子を共有している。
- ・状況に応じて必要であれば随時個人面談を実施している。
- ・園だよりに意見、要望の受付窓口を記載している。
- ・送迎時に保護者と積極的にコミュニケーションを図り、意見を言いやすい関係づくりに努めている。

---

**【その他特記事項】**

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

株式会社日本保育サービス  
アスク白石保育園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

|                             |                                   | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                                  |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 |                                   |         |                                                                                                                       |
| 1                           | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a       | 理念は子どもの利益を優先し、保育園生活が「安全・安心、思い出に残る、本当に求められる園」であり、基本方針は「子どもの自ら伸びようとする力、後伸びする力を育て、感性豊かな保育」と明文化している。職員は理念を共有してその実践に努めている。 |

## I-2 経営状況の把握

|                             |                                           | 第三者評価結果 | コメント                                                                                               |
|-----------------------------|-------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |                                           |         |                                                                                                    |
| 2                           | I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a       | 新設園として、管内の保育ニーズ、待機状況、利用児の家族・経済・生活環境等の状況を把握・分析している。利用者個々のニーズに適切に対応できるよう職員の体制を整え、その定着と資質の向上に努めつつある。  |
| 3                           | I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。         | a       | 創設1年を終えるにあたり、職員体制、保護者との連携、保育環境（地域の公園利用や機関・団体等の関係の確認と連携）の保持、設備・備品等の強化、園児の増加に向け、次年度の課題を明確にして取り組んでいる。 |

## I-3 事業計画の策定

|                                 |                                                     | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                                                  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                                                     |         |                                                                                                                                       |
| 4                               | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。               | a       | 運営・保育理念の下に法人は、①サービスの質的・量的向上②人材確保の強化③経営管理の高度化④コンプライアンス徹底⑤収支計画の設定。園の中期目標は①職員体制の強化充実 ②安全・安心な保育環境の整備 ③保護者・地域連携の強化を図り、協議した年次評価と改善策を記録している。 |
| 5                               | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                | a       | 法人並びに園の中期計画を基に、単年度の計画は1) 保育課程や指導計画2) サービスの充実に向上3) 保護者等の連携深化等を全職員で策定している。また実施過程で点検、解決課題を記録している。                                        |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。        |                                                     |         |                                                                                                                                       |
| 6                               | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a       | 園創設1年の経過を基に解決課題（年齢別保育の充実・行事設定の改善等）の保護者の意見を踏まえ、組織的な協議と検討を行っている。全職員が計画策定過程に係り、理解と各自の課題を確認して事業計画を策定している。                                 |
| 7                               | I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。                 | a       | 運営委員会は保護者・第三者委員を含め定例に開催。会議では事業計画と進捗を報告、意見を運営に反映すると共に、その結果を保護者にお便りや掲出等で周知に努めている。                                                       |

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

|                                    |                                                       | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                                 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 |                                                       |         |                                                                                                                      |
| 8                                  | I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。           | a       | 園の年間の組織的活動を編成の保育課程を軸に、保育指針に準じ計画・実践・評価・見直しを行っている。定例に園長・主任・班別担当者が協議し、実践チームごとの解決課題を示し、保護者懇談・行事アンケート結果等を協議に反映した実践に努めている。 |
| 9                                  | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a       | 新設園として、1年目の実践の結果をもとに、園の中期計画と共に振り返り、園内外の社会資源等の活用と保護者等連携関係を含む保育サービスの課題を明確にしている。また、その改善策を検討協議し、記録して活かしている。              |

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

|                               |                                              | 第三者評価結果 | コメント                                                                          |
|-------------------------------|----------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。     |                                              |         |                                                                               |
| 10                            | II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。  | a       | 職務分担は職位・資格に応じた基本的役割を明文化して、全職員に周知している。定例の職員会議、保護者を含む運営委員会に運営の基本を示し、周知を図っている。   |
| 11                            | II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。      | a       | 社会福祉法・児童福祉法、保育指針、調理・衛生・労働関係法等の法趣旨並びに保育業務の基本姿勢（理念等）を組織の分掌に応じて、徹底した実践に取り組んでいる。  |
| II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                              |         |                                                                               |
| 12                            | II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 | a       | 保育課程を軸に定例的な点検確認を行い、組織編成の個々の進行状況を確認し、解決課題を指摘して適正な運営に資すほか、運営委員会に報告し、協力と理解を得ている。 |
| 13                            | II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。    | a       | 保育課程を軸に保育実践の資質向上、保護者への助言や連携、地域社会資源との連携関係に取り組みつづける。今後3年をめどに基礎的な経営基盤が期待される。     |

II-2 福祉人材の確保・育成

|                                        |                                                     | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                    |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 |                                                     |         |                                                                                                         |
| 14                                     | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a       | 法人は人材育成ビジョンに職員信条と行動基準を明示、人材の確保と育成方針を明記する。各職位、経験年数、指導者候補等の資質項目等の育成策を具体化して、計画的な取り組みをしている。                 |
| 15                                     | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。                         | a       | 法人は人材育成ビジョンには職員の信条と行動基準を明示し、人事基準は職位・経験等に応じ、専門性、遂行能力、成果、貢献度等の査定表にして実施している。また、職員の意向・反省記録を基に聴取し、改善に活かしている。 |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。            |                                                     |         |                                                                                                         |
| 16                                     | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。        | a       | 労務管理の責任体制を明確にし、就業状況・有給休暇・時間外勤務・育児対応等の確認、心身の健康・安全の確保体制の共有を図っている。また、社内の福利厚生や相談体制の活用などに努めている。              |

|                                              |                                                            |                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。              |                                                            |                                                                                                                                   |
| 17                                           | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                         | a<br>法人の育成方針は新卒から4年以上、園長・主任・指導者候補等の職位に応じた目標項目、方法と内容を計画的・個別的・具体的に実施している。実施に当たっては定時的に職員の意向等を付度して協議し、支持的・援助的な姿勢で目標管理の成果と改善策に取り組んでいる。 |
| 18                                           | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。         | a<br>上記の計画的取り組みは研修基本方針と自己信条に従い、職位に応じた主体的な目標を示して社内外の研修に努め、実践的成果を上司と協議の機会を共に「成績」「情意」「能力」等の定期的評価と見直しを行っている。                          |
| 19                                           | II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                       | a<br>研修計画方針は個々の職員知識・技術・取得資格の下に、業務経験、職位等その個性に応じて、その資質の向上に向けた研修を選択して行うこととしている。成果は報告され、評価や改善が指摘されている。                                |
| II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 |                                                            |                                                                                                                                   |
| 20                                           | II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | b<br>実習生受入れ体制のマニュアルは整えられ、その必要性は認識している。だが、開設1年の現在、受け入れの実績はない。                                                                      |

II-3 運営の透明性の確保

|                                   | 第三者評価結果                                     | コメント                                                                                    |
|-----------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |                                             |                                                                                         |
| 21                                | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。       | a<br>ホームページで園運営の理念・概要・年間行事、保護者を含む運営委員会等の情報を開示している。また保護者には「園のしおり」を配布して、保育関連事項の詳細を説明している。 |
| 22                                | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a<br>1か月に1回の本部による内部監査を受けるほか、本部では専門機関による外部監査を行い、適切な運営が行われている。                            |

II-4 地域との交流、地域貢献

|                               | 第三者評価結果                                                 | コメント                                                                                        |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。   |                                                         |                                                                                             |
| 23                            | II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。                   | a<br>保育所を「地域のための子育て拠点」と位置づけを明記している。区の子育て支援方針に沿った園の開放、幼保小学校の連携、地域行事と共に協力関係を結ぶなどの取り組みに努めつつある。 |
| 24                            | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。           | b<br>ボランティア受け入れ体制やマニュアルを整備し、受け入れる認識はあるが、実現に至っていない。なお、保護者や職員で構成する運営委員会の協力を軸に具体化の検討が望まれる。     |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。    |                                                         |                                                                                             |
| 25                            | II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a<br>幼・保・小学校連絡協議会を軸に、児童相談所等関係部署との連携を図るよう努め、関係資料を明示して、職員と共有を図りつつある。                          |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 |                                                         |                                                                                             |
| 26                            | II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。                    | a<br>開設と同時に、区の子育て支援センター情報に園の開放、一時保育受け入れ体制を掲載、地域の児童等への行事の参加を呼びかけ、園の基本方針に基づく活動に広めつつある。        |
| 27                            | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。               | a<br>利便性のよい位置に在り、要保育状況やニーズの把握に努め、子育て支援関連団体との連携、その情報誌の活用、関係機関部署等との連携に留意した活動を進めつつある。          |

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|                                             | 第三者評価結果                                                   | コメント                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。                 |                                                           |                                                                                                                                                                                                                            |
| 28                                          | Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。        | a<br>職員は人権尊重を謳う法人クレド（職員の行動規範）を名札とともに携帯し、常に認識しながらサービスの提供に努めている。子どもの人権や児童虐待についての園内研修ではKJ法で学ぶとともに、保育園業務マニュアルに基づき、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。                                                                               |
| 29                                          | Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。         | a<br>「個人情報を守る・虐待は絶対に見逃さない」との法人クレドに沿った個人情報保護・虐待防止・保育園業務マニュアルに基づき、権利擁護に配慮したサービスの提供に努めている。プールの着替えを室内で行うなど、私生活面でのプライバシーに関しても配慮している。                                                                                            |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 |                                                           |                                                                                                                                                                                                                            |
| 30                                          | Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。             | a<br>ホームページにより、園の概要、行事の状況を分かり易く写真を交え紹介している。見学希望者には、入園案内で説明し、園内を案内のうえアンケートに記入してもらっている。入園案内は、近隣小学校、保育園、商店に置き、誰でも閲覧できるようにしている。                                                                                                |
| 31                                          | Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。              | a<br>入園前説明会で、「入園のしおり・重要事項説明書」で詳細な説明を行い、書面で同意を得ている。変更事項がある場合は、書面や園運営委員会（保護者会）で説明し、同意を得ている。                                                                                                                                  |
| 32                                          | Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | b<br>開園1年目で家庭・他園への変更例はないが、相談窓口、担当者を知らせることとしている。卒園者には次年度の運動会に案内し、関係継続に配慮することとしている。なお、家庭や他園への移行に当たって、対応方法の文書化を期待したい。                                                                                                         |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。                     |                                                           |                                                                                                                                                                                                                            |
| 33                                          | Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                 | a<br>毎日の送迎時にその日の様子などを話し、意向を把握するよう努めている。半年に1度、保護者に対し行事と日頃の保育に関する要望などのアンケート調査を行い、結果を園の運営委員会で報告している。保護者との個人面談、クラス懇談会の定期的な開催、保育参観週間を設け、多くの保護者が参観できるよう配慮している。なお、法人として利用者や学識経験者による運営委員会を設置し、保育内容や施設・設備整備などの協議を図り、利用者満足の上昇に努めている。 |
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。            |                                                           |                                                                                                                                                                                                                            |
| 34                                          | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                      | b<br>苦情相談マニュアルを制定、玄関ホールに苦情受け付け窓口・責任者等を掲示しており、重要事項説明書・園だよりにも窓口を記載している。また、地域の人による第三者委員2名を委嘱し玄関に掲示している。なお、公的な第三者苦情対応機関があることを周知することが望まれる。                                                                                      |
| 35                                          | Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。              | a<br>入園前説明会や園運営委員会で相談窓口を案内するとともに、保護者がいつでも意見を発信できるよう、事務室から見えない、投函し易い場所に意見箱を設置している。園だよりで毎月、意見の状況を報告し、意見を述べやすいよう呼びかけを行っている。また、相談スペースを確保し、相談しやすい環境を整えている。                                                                      |
| 36                                          | Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                 | a<br>苦情相談マニュアルを制定し、職員に周知するとともに、意見箱の設置、年2回のアンケート実施、園だよりでの呼びかけにより、意見の積極的な把握に努めている。出された意見は園と本部で検討し、申し出者に回答するとともに、運営委員会で回答したり、園だよりで対応している。                                                                                     |

|                                           |                                                      |                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 |                                                      |                                                                                                                                                         |
| 37                                        | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。  | a<br>園長を防火管理・事故防止の責任者として、事故防止・対応マニュアルを制定し、職員への周知を図っている。毎月の消防訓練の実施とその反省、昼礼や園内研修でのヒヤリハット事例の検討、系列園での事故事例や地域の不審者情報の収集、安全チェックリストの作成、実施など、安心・安全なサービス提供に努めている。 |
| 38                                        | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a<br>園長を責任者として、感染症・食中毒マニュアルを整備し、園内研修で感染症予防と対応について周知している。感染症流行時には注意を呼び掛け、消毒薬による手洗い、うがいを励行している。園内で感染症が発生した時は、掲示により保護者に注意を呼び掛けている。                         |
| 39                                        | Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。           | a<br>毎月、消防署と連携して消防訓練（避難、通報、消火）と年1回、保護者への引き渡し訓練を行っている。保護者の緊急時連絡用携帯電話の登録を行うとともに、水・食糧などの非常用備蓄を行っている。                                                       |

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

|                                         | 第三者評価結果                                               | コメント                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。     |                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 40                                      | Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。 | b<br>人権尊重、プライバシー保護、権利擁護を謳う法人 credo（職員の行動規範）のもと、園の運営方針・基本方針・園目標に沿った保育課程に基づき年間・月間・週間の指導計画が立案されている。実践に当たっては、保育園業務マニュアルに基づきサービスの提供が行われ、1か月に1回の内部監査で実施状況を確認している。なお、実施方法に、排泄・着替えなど、私生活上のプライバシー保護面での文書化を期待したい。          |
| 41                                      | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。               | a<br>標準的な実施方法は、保育園業務マニュアルに基づき、作成時期、見直し時期、見直しの進め方など詳細に明示している。見直しに当たっては、所掌職員の反省・評価、クラス懇談会、アンケート調査などによる保護者の意見、全職員がサービス等の改善について意見を述べられる提案メールBOXによる意見反映の仕組みが確立している。                                                   |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 42                                      | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。        | b<br>保護者との面談により入園時に詳細なアセスメントを行っており、個々の成長・発達を踏まえ保育課程に基づく月案・週案の下に個別的な計画を策定している。なお、策定に当たっては、所掌職員のみならず、他の職員の意見も反映されるよう期待したい。                                                                                         |
| 43                                      | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。                | b<br>実施計画の評価・見直しは保育園業務マニュアルに基づき、年間指導計画は期ごとに、月案・週案はそれぞれ毎月・毎週の評価・反省を踏まえ、園長・主任の下に組織的に実施している。保育日誌では、毎日の保育実践の評価・反省を行い、次の改善に生かしている。                                                                                    |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。          |                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |
| 44                                      | Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   | a<br>サービス実施状況の記載は、法人統一の様式を使用して、保育園業務マニュアルにより、書類毎に決められた記入頻度に従い記入している。保育課程に基づく児童個々及びクラス別等の保育実践は、日誌・週案・月案に評価・反省としてそれぞれ併記して記録し、所掌職員間で共有している。                                                                         |
| 45                                      | Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。                      | a<br>個人情報保護マニュアルを制定し、園長を記録管理責任者として保存と管理体制の確立、職員への周知を図っている。パソコンのパスワード設定、USBメモリー・DVDドライブの書き込み禁止設定などの安全保護対策、個人情報管理台帳・パスワード共有使用台帳での使用管理、記録類の鍵付きキャビネットでの保管管理を行っている。個人情報の取扱い、写真等によるプライバシーへの配慮は、入園難内書に記載し保護者への周知を図っている。 |

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

|                                                                         | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1- (1) 養護と教育の一体的展開</b>                                               |         |                                                                                                                                                                                                            |
| A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | b       | 開設初年度だったため、保育課程はそれぞれのクラス担当保育士が話し合いを行って策定し、園長が確認を行っている。次年度以降は前年度からの引き継ぎとして、子どもの成長の様子や経緯などの内容を踏まえた計画作成となるため、年齢ごとの連携を含め、保育士全体で取り組んでいくことが期待される。                                                                |
| A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                          | b       | 子どもの受け入れ時に、子どもの状況や健康などについて保護者と情報を共有し、子どもにあった過ごし方ができるようにしている。連絡ノートと送迎時に保護者と情報交換を行い、子育ての悩みなどの支援も行っている。保育室は広く清潔に保たれているが、子どもが寛げるスペース、パーテーションなど目隠しになるものや玩具等が少ない状況である。子どもが安心して過ごすことのできる環境の検討が期待される。              |
| A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。    | a       | 子どもの家庭での過ごし方やアドバイスなどを連絡ノートに記載し、保護者に伝えている。具体的なアドバイスを行うときは、保護者が話しやすい職員や園長が担当し、子育ての悩みを共有し、子どもの成長を共に喜べるよう取り組んでいる。子どもの自我の芽生えや自己表現に受容的に対応し、それぞれの子どもが相手を思いやれるような働きかけを行っている。                                       |
| A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。    | a       | 保育士や同年齢、異年齢の子ども同士の関係作りを通じて、様々なことを学べるようにしている。また、保護者が卒園後を見据えて身に付けて欲しいと思う、生活習慣が楽しく身に付くような工夫を行っている。4歳5歳児は一緒に保育を行っており、遊びも子どもが主体的に選べるようにしている。                                                                    |
| A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。             | b       | 子どもが入学する予定の小学校との連携は、クラス担任が行っている。子どもと一緒に近隣の小学校の運動会の練習の見学に出かけたり、学習発表会に出かけている。園の運動会は小学校の体育館を借りて行っており、卒園後の期待が持てるよう取り組んでいる。今年度は園に近い小学校に入学する子どもが居なかったため、具体的な交流等が実現しなかったが、次年度以降は子どもが小学校での生活をイメージできるような取り組みが期待される。 |
| <b>1- (2) 環境を通して行う保育</b>                                                |         |                                                                                                                                                                                                            |
| A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。              | a       | 新築の園舎の保育室は広々としており、毎日消毒と水拭きをしている。法人全体のアクセシビリティ共有により、危険を事前に回避するよう取り組んでいる。寝具も園の備品とリースで行い、個々の園児が同じ寝具を使用し、定期的な交換や洗濯を行っている。                                                                                      |
| A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。                | a       | 毎日朝夕の合同保育で、異年齢の子どもと一緒に活動することで、年長の子どもがお手本となり挨拶やうがい手洗い、片付けなどができるようになるようにしている。トイレトレーニングや箸の持ち方なども、年齢や子どもに合わせてできるよう取り組んでいる。                                                                                     |

|                                                                         |          |                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>                               | <p>b</p> | <p>玩具などは子どもが手に取ることができる場所に設置してある。園庭には砂場があるが、遊具はなく、保育室も広々しているが玩具など、まだ整備途中となっている。子どもがその時々で興味のある遊びに使える材料の準備なども含め充実が期待される。</p>                  |
| <p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>              | <p>b</p> | <p>屋上には畑があり、野菜の栽培を行っている。毎日公園に遊びに出かけ、秋には落ち葉で作品作り、冬にはソリ遊びと季節の移り変わりを感じられるようにしている。社会見学では水族館に出かけているが、開設初年度ということもあり、様々な体験の機会が充実していくことが期待される。</p> |
| <p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p> | <p>b</p> | <p>保護者からの英語教育への要望が高く、英語が堪能な保育士による英文絵本の読み聞かせなどの取り組みを行っている。絵本も図書館から貸し出しを受けるなど、多くの物語に触れる機会を作っているが、開設間もないため本や遊具などの一層の充実が期待される。</p>             |
| <p>1-(3) 職員の資質向上</p>                                                    |          |                                                                                                                                            |
| <p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>                       | <p>b</p> | <p>定期的な業務の自己点検とともに、毎日の業務日誌においてその日の保育士の工夫点や反省、改善点を記入している。今後は保育士自身の保育の専門性の向上を見据えた視点での自己評価の検討が期待される。</p>                                      |

A-2 子どもの生活と発達

|                                                                |          |                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>                                         |          |                                                                                                                                                 |
| <p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>            | <p>a</p> | <p>年齢に応じた保護者との日常的な連絡方法があり、家庭での生活も踏まえながら対応している。ベテラン保育士や本部の発達などの専門職の意見も活かしている。</p>                                                                |
| <p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p> | <p>a</p> | <p>子どものアセスメントや保護者支援を行いながら、個指導計画を立案して保育を行っている。障がいがある子どもや配慮が必要な子どもには、保育士の配置を厚くしている。本部の相談窓口があり、担当者が来園して相談に応じたり、札幌市や子どもが関わっている支援サービスとも連携を行っている。</p> |
| <p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>        | <p>b</p> | <p>職員間の引き継ぎが行われ、子どもの疲労などに配慮した保育が行われている。0歳児の保育室で延長時間を過ごしているが、遊具が少なく、補食の申し込み時間等が限られている状況など、子どもの保育の現状に合せて工夫していくことが期待される。</p>                       |
| <p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>                         |          |                                                                                                                                                 |
| <p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>            | <p>a</p> | <p>法人本部看護師が作成した保健計画を園独自に見直し、運用している。登園時保護者から子どもの健康状態を確認している。保育日誌に健康や怪我の記録を行い、保護者への報告を行っている。</p>                                                  |
| <p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>                          | <p>a</p> | <p>屋上には菜園があり、収穫した野菜を食べたり、3歳からは調理体験を毎月実施している。集団で食事をするときのルールを学び、楽しく食事がとれるよう保育士と一緒に食卓を囲んでいる。</p>                                                   |
| <p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>       | <p>b</p> | <p>調理を行う系列法人の栄養士との会議を毎月行い、子どもの好みを反映したものとなるようにしている。延長保育の際の補食の考え方や、申し込み締め切り時間などで考え方のすり合わせを行って行くことが期待される。</p>                                      |
| <p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>    | <p>a</p> | <p>年2回の健康診断と1回の歯科検診の結果は保護者に文書で渡し、必要な場合に受診を促している。診断結果は職員で協力し、年齢に合わせて食後のうがいや歯磨きトレーニングを取り入れている。</p>                                                |



|                                                               |   |                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2-(3) 健康及び安全の実施体制                                             |   |                                                                                                              |
| A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。     | a | 現在、対象の子どもはいないが、マニュアルが整備されており、系列保育園と合同でエピペン（アレルギー疾患緊急補助治療医薬品）研修も受講している。緊急時の保護者との連絡方法や、主治医の連絡先などの非常時情報も整理している。 |
| A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 | a | 清掃について開園前に職員研修で系列園で研修を受けている。調理は系列別法人が行っており、衛生基準に沿って管理されている。                                                  |

A-3 保護者に対する支援

|                                                                       | 第三者評価結果 | コメント                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3-(1) 家庭との緊密な連携                                                       |         |                                                                                                     |
| A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。                                 | a       | 献立を事前に配布し、当日の食事は降園時に玄関に展示している。子どもの好き嫌いなどの相談に乗ったり、野菜を中心とした人気があった献立のレシピを玄関に設置している。                    |
| A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。                               | a       | 送迎時の情報交換を丁寧に行っている。連絡帳でも子供の育ちや悩みの共有を行い、保護者と一緒に子どもの育ちを見守っている。                                         |
| A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。    | a       | 毎月保護者との懇談会を開催し、園の運営や子どもの様子などについて話し合いを行っている。出席できない保護者に対して議事録を渡し、理解を促している。個別の懇談も担任や園長などと必要に応じて実施している。 |
| A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。 | a       | マニュアルを整備し、職員は定期的に研修を受けている。子育てや生活の不安がある保護者支援を保護者の関係する社会資源と協力を行っている。                                  |